

# みなと みた

2020 **6**  
No.140

一般社団法人 三田労働基準協会報

## CONTENTS

### 労働行政ニュース ● 2～13

令和2年度 東京労働局行政運営方針／令和2年度 全国安全週間実施要綱(抜粋)／令和元年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果を公表／STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン／三田労働基準監督署管内における労働災害発生状況／労働保険の年度更新について

厚生労働省／東京労働局／三田労働基準監督署

### ハローワークしながわインフォメーション ● 14～16

最近の雇用失業情勢／はじめての雇用調整助成金



#### 最新の講習会情報メール配信のご案内

当協会の講習会案内を、メールで受け取ることができます。ご活用いただけますようご案内いたします。配信をご希望の方は、下記メールアドレスに、「配信を希望する」旨とともに、①「会社名」②「会社所在地」③「電話及びFAX番号」④「今後も郵送による案内ご希望の有無」、をご記入の上、メールをお送りください。

[mitakoshukai@mita-roukikyo.or.jp](mailto:mitakoshukai@mita-roukikyo.or.jp) (講習会用)

# 令和2年度 東京労働局行政運営方針

東京労働局は、「令和2年度 行政運営方針」を策定し、次のとおり発表しました。

## ●スローガン

### 誰もが安心して働き能力を發揮できる TOKYOへ

東京労働局は、行政ニーズに即応した労働行政を展開するために、東京都及び管内の区市町村並びに関係団体等との連携を密にしつつ、地域経済情勢や主要産業・企業の動向等を逐次、綿密に把握し、その分析の上に立った各施策の計画的な実施に努めています。

外部の有識者からご意見を伺う審議会や、東京都及び管内の区市町村及び関係団体との間で意見交換をする各種会議を通じて、地域の実情に合った機動的かつ効果的な労働施策を実施しています。

また、労働基準監督署・ハローワークにおいては、管轄の基礎自治体と緊密な連携を保ち、地域のニーズに即応した行政展開に努めています。

〈東京の労働行政Profile 2020から抜粋〉

## 労働基準担当部署における施策

労働基準行政は、労働者の労働条件と安全と健康を守ることを基本的な使命とし、公正、適正で納得して働くことのできる環境整備に努めています。

管内18か所の労働基準監督署（支署）では、労働基準法、労働安全衛生法を始めとする法令の施行や労災補償の事務を所掌しています。

## 第1 長時間労働の是正を始めとする労働環境の整備等

### 1 労働時間の縮減等に取り組む事業者への支援

時間外労働の上限規制への対応を含む労働時間の縮減等に取り組む中小企業・小規模事業者に対し、相談対応のほか、説明会の開催や個別訪問による支援など、事業者等に寄り添った丁寧な支援を実施します。

また、時間外労働の上限規制の適用猶予業種等に対しては、助成金の活用の促進を含めた支援を実施します。

特に、トラック運転者については、「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」の周知等を行い、荷主等の取引先と運送事業者の双方が労働時間改善について協力して取り組む機運を醸成します。

### 2 長時間労働の是正及び過重労働による健康障害防止の徹底

長時間労働の是正及び過重労働による健康障害を防止するため、各種情報から時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して、引き

続き監督指導を実施します。

加えて、「過重労働解消キャンペーン」期間(11月)において、長時間労働の削減等過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行います。

### 3 法定労働条件の履行確保等

労働条件の明示、時間外・休日労働協定の締結・届出など、基本的な労働条件の枠組み及び管理体制の確立を図らせ、これを定着させるため、労働基準関係法令の遵守の徹底を図ります。

また、賃金不払残業を防止するため、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を周知徹底し、監督指導時に、労働時間管理の指導等を行います。

### 4 特定分野における労働条件確保対策

技能実習生を含めた外国人労働者、自動車運転者、障害者、介護労働者等の労働環境を適正なものとするため、関係機関との連携のもと労働基準関係法令の遵守徹底を図ります。

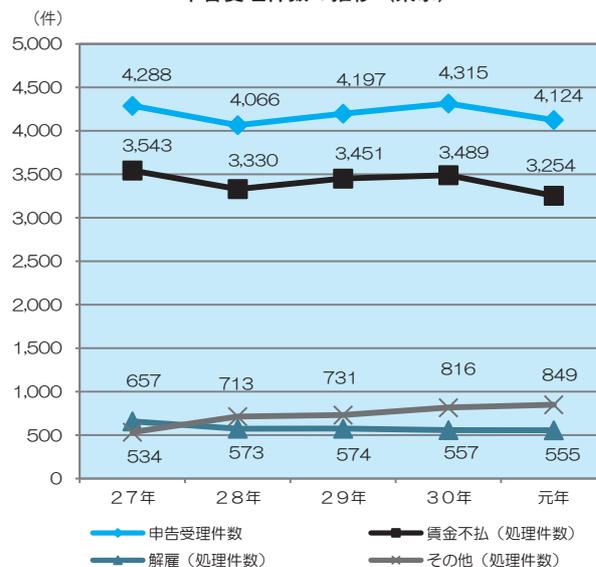
また、相談対応言語を増やすなどにより外国人労働者相談コーナーを拡充し、増加している外国人労働者からの相談に的確に対応します。

## 5 申告・相談等への対応

寄せられた相談に対し、相談者が置かれた状況に意を払い、懇切・丁寧に対応します。賃金不払や解雇などの申告事案については、的確に監督指導を実施するなどにより早期に事実確認し必要な指導を行います。



申告受理件数の推移（東京）



※1件の処理で複数項目の処理を行うことがあるため、受理件数と処理件数の合計は一致しない。

東京労働局調べ

## 第2 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり

都内では、年間約1万人の方が労働災害により死傷し、その数は近年増加しています。「第13次東京労働局労働災害防止計画」に基づき、建設業や第三次産業対策を始めとした労働災害防止対策、メンタルヘルス・健康確保対策等を一層推進します。

### 第13次東京労働局労働災害防止計画



“Safe Work TOKYO” のロゴマークの下、「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」をキャッチフレーズとして、計画を推進するにあたって3つの基本的な考え方をもとに、労働災害防止の取組を推進します。

- 1 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業及び大会終了後の施設改修工事における労働災害防止対策に取り組みます。
- 2 本社機能が集中する東京発の安全衛生対策を推進し、全国への普及拡大を図り、全国の労働災害の減少を実現していきます。
- 3 「行政が進める安全衛生対策の見える化」の推進により、労働安全衛生対策について国民の意識を高めます。

#### 【計画の目標と実施事項】

- ・死亡災害について、2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させるため、死亡災害の半数を占める建設業を重点業種として、墜落・転落災害対策の徹底を図ります。
- ・休業4日以上<sup>1</sup>の死傷災害について、同期間に5%以上減少させるため、死傷災害の6割を占める第三次産業を重点に、企業本社が主導する全社的な取組を推進します。
- ・メンタルヘルス対策については、ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上とするため、安全衛生管理体制の構築が必要な事業場に対策の取組の徹底を図ります。

## 1 建設業における労働災害防止対策の推進

建設業の死亡災害は死亡災害全体の約3割を占め、年間、概ね13人の方が亡くなられています。このうち、墜落・転落によるものが最も多いことから、①高所作業時におけるフルハーネス型墜落制止用器具の使用の徹底、②はしご等の適正な選定と使用等について指導し、墜落・転落災害の防止を徹底します。

また、建設作業に不慣れな新規入職者の労働災害を防止するための安全衛生教育の実施について指導します。

## 2 第三次産業における労働災害防止対策の推進

第三次産業は、休業4日以上死傷災害全体のおよそ6割を占め、年々増加しています。中でも、小売業、社会福祉施設及び飲食店で労働災害が多発しています。

小売業、社会福祉施設及び飲食店の多数の店舗や施設を展開する企業について、①経営トップによる安全衛生方針の表明、②安全推進者の配置、③事業場で行う安全衛生活動の支援など、企業本社が主導する全社的な労働災害防止の取組の促進を図ります。

## 3 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策の推進

荷役作業中の5大災害（①墜落・転落②荷崩れ③フォークリフト使用時の事故④無人暴走⑤トラック後退時の事故）を防止するため、関係団体等と連携し、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく災害防止対策について指導します。併せて、荷主等に対しても、同ガイドラインに基づく荷主等としての取組について協力要請を行うなど理解の促進を図ります。

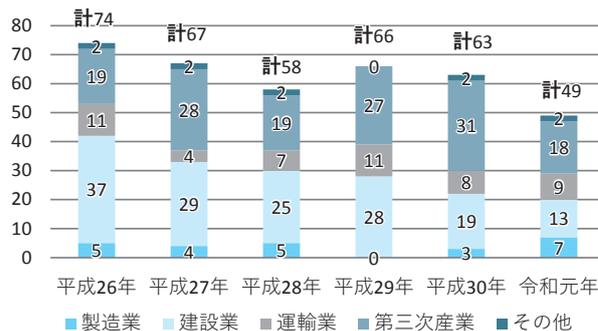
## 4 外国人・高齢者の労働災害防止

外国人労働者、高齢労働者が増加していることから、これらの方々に配慮した教育の実施などの職場環境づくりについて指導します。

## 5 メンタルヘルス対策

「労働者の心の健康保持増進のための指針」の周知・指導を行うとともに、ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用するよう、事業者を啓発指導します。

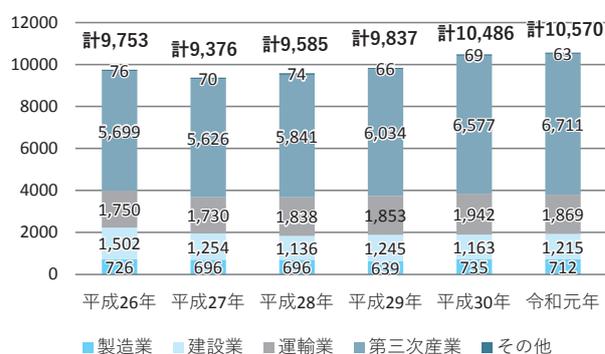
死亡災害発生状況（東京）



※令和元年の数値は令和2年3月末現在の速報値

東京労働局調べ

死傷災害発生状況（東京）



※令和元年の数値は令和2年3月末現在の速報値

東京労働局調べ

## 6 化学物質等による労働災害防止対策

危険性・有害性のある化学物質の取扱事業場に対し、計画的に監督指導等を行い、法令に基づく措置等の徹底を指導します。

また、鋼製橋梁における鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業等の有害業務について、有害物のばく露防止の徹底を指導します。

さらに、建築物の解体作業について、石綿障害予防規則等に基づき指導します。

## 7 治療と仕事の両立支援

「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知を行います。

また、「東京地域両立支援推進チーム」の活動を通じて、両立支援に係る取組の促進を図ります。



産業保健フォーラム IN TOKYO 2019で職場におけるがん教育について講演を行う東京大学医学部付属病院放射線治療部門長 中川恵一氏

### 第3 最低賃金制度の適切な運営

最低賃金法の趣旨に沿って東京都の最低賃金を改正します。また、改正された最低賃金額については、効果的な周知広報を行うとともに、履行確保を図ります。併せて、賃金引上げに向けた中小企業支援事業の周知・利用促進に努めます。

	時間額（円）	効力発生日
東京都（地域別）最低賃金	1,013	令和元年 10月1日

◇中小企業支援事業には、次のような助成金制度があります。

- 1 業務改善助成金
  - ※企業の生産性向上のための設備投資などを実施し業務改善を行うとともに、事業場内の最低賃金を30円以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成する。
- 2 キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）
- 3 人材確保等支援助成金（人事評価改善等助成金コース）

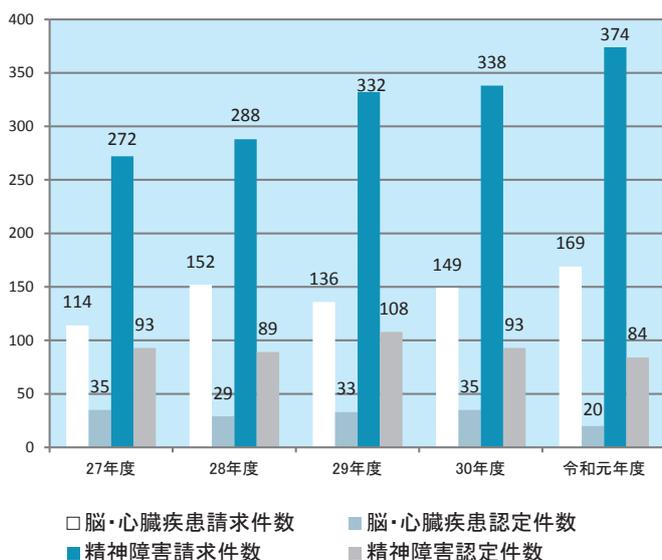


### 第4 迅速・的確な労災補償の実施

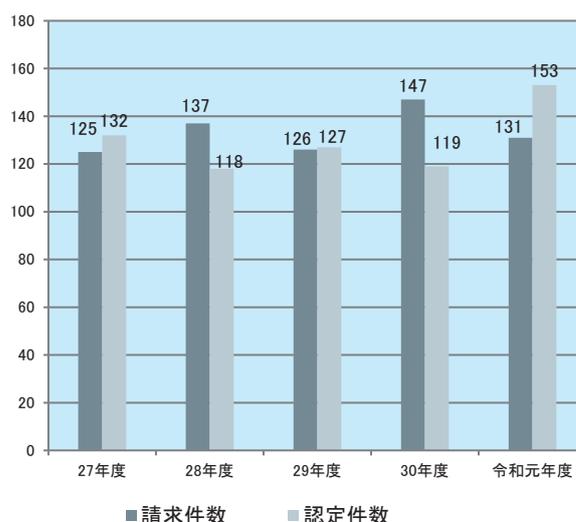
労働災害による被災労働者やその遺族からの療養や休業等の労災請求について、迅速・的確な処理を行います。

脳・心臓疾患、精神障害、石綿関連疾患を始めとする業務上疾病に係る労災請求については、認定基準等に基づいた的確な処理を一層推進します。

脳・心臓疾患、精神障害請求・認定件数（東京）



石綿関連疾患請求・認定件数（東京）



# 令和2年度 全国安全週間実施要綱（抜粋）

## 1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で93回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しており、令和元年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みである。しかし、休業4日以上死傷災害については、前年を下回る見込みであるものの、死傷災害のうち、60歳以上の労働者が占める割合は増加傾向にあり、平成30年度より取組期間が始まった、第13次労働災害防止計画における死傷者数の目標達成に向けては、更なる取組が求められる。

また、健康寿命とともに職業生涯が延伸し、高齢労働者が職場においてより大きな役割を担うようになる中、多様なニーズをもつ高齢労働者が安心して安全に働くことができるよう職場環境を改善していくことが求められていることから、厚生労働省では、高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）を策定するとともに、中小企業を支援するエイジフレンドリー補助金を創設し、職場改善の取組を促すこととしている。

このような状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、令和2年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

**エイジフレンドリー職場へ！ みんなで改善リスクの低減**

## 2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

## 3 主 唱 者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

## 4 協 賛 者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

## 5 協 力 者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

## 6 実 施 者

各事業場

## 7 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

※エイジフレンドリーとは「高齢者の特性を考慮した」を意味する言葉で、WHOや欧米の労働安全衛生機関で使用されています。

# 令和元年度「過重労働解消キャンペーン」の 重点監督の実施結果を公表

厚生労働省は、昨年11月に実施した「過重労働解消キャンペーン」における重点監督の実施結果について取りまとめ、公表しました。

平成31年4月1日から、長時間労働の抑制を図るため、時間外労働の上限（※）を設けるなどの労働基準法の改正を始めとする働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）が順次施行されています。

今回の重点監督は、長時間の過重労働による過労死等に関する労災請求のあった事業場や若者の「使い捨て」が疑われる事業場などを含め、労働基準関係法令の違反が疑われる8,904事業場に対して集中的に実施したものです。その結果、違法な時間外労働等の労働基準関係法令違反が認められたため、それらの事業場に対して、是正に向けた指導を行いました。厚生労働省では今後も、長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行うこととしています。

## 【重点監督結果のポイント】

- (1) 監督指導の実施事業場：8,904事業場
- (2) 主な違反内容 [(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]
  - ①違法な時間外労働があったもの：3,602事業場（40.5%）  
うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が  
月80時間を超えるもの：913事業場（25.3%）  
うち、月100時間を超えるもの：537事業場（14.9%）  
うち、月150時間を超えるもの：110事業場（3.1%）  
うち、月200時間を超えるもの：23事業場（0.6%）
  - ②賃金不払残業があったもの：654事業場（7.3%）
  - ③過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：1,832事業場（20.6%）
- (3) 主な健康障害防止に係る指導の状況 [(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]
  - ①過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの：3,443事業場（38.7%）
  - ②労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの：1,553事業場（17.4%）

※施行に当たっては、経過措置が設けられており、時間外労働の上限規制に関する規定の中小企業等への適用は、原則として、令和2年4月1日から施行されています。

## 令和元年度「過重労働解消キャンペーン」の 監督実施結果

### 1 法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）

#### ○監督指導実施状況

令和元年度過重労働解消キャンペーン（11月）の間に、8,904事業場に対し監督指導を実施し、6,707事業場（全体の75.3%）で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが3,602事業場、賃金不払残業があったものが654事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが1,832事業場であった。

表1 監督指導実施事業場数

業種	事項	監督指導 実施事業場数 (注1)	労働基準関係 法令違反があった 事業場数(注2)	主な違反事項別事業場数		
				労働時間 (注3)	賃金不払残業 (注4)	健康障害防止措置 (注5)
合計		8,904 (100.0%)	6,707 (75.3%)	3,602 (40.5%)	654 (7.3%)	1,832 (20.6%)
主な業種	製造業	1,952 (21.9%)	1,539 (78.8%)	885	115	295
	建設業	807 (9.1%)	647 (80.2%)	381	80	145
	運輸交通業	462 (5.2%)	364 (78.8%)	227	33	78
	商業	2,233 (25.1%)	1,643 (73.6%)	848	157	542
	接客娯楽業	782 (8.8%)	631 (80.7%)	386	85	253
	その他の事業(注6)	934 (10.5%)	606 (64.9%)	306	76	170

(注1) 主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。

(注2) かっこ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。

(注3) 労働基準法第32条違反〔36協定なく時間外労働を行わせているもの、36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせているものなど違法な時間外労働があったもの。〕、労働基準法第36条第6項違反(時間外労働の上限規制)の件数を計上している。

(注4) 労働基準法第37条違反〔割増賃金〕のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。

(注5) 労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの等。〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8違反〔1月当たり80時間以上の時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8の3違反〔客観的な方法その他の適切な方法により労働時間の状況を把握していないもの。〕等の件数を計上している。

(注6) 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表2 事業場規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30人～49人	50人～99人	100人～299人	300人以上
8,904	2,610 (29.3%)	3,675 (41.3%)	1,191 (13.4%)	678 (7.6%)	520 (5.8%)	230 (2.6%)

表3 企業規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30人～49人	50人～99人	100人～299人	300人以上
8,904	1,307 (14.7%)	2,177 (24.4%)	864 (9.7%)	826 (9.3%)	1,095 (12.3%)	2,635 (29.6%)

## 2 主な健康障害防止に関する指導状況(指導票を交付したもの)

### (1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、3,443事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表4 過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項(注1)					
	面接指導等の 実施 (注2)	長時間労働による健康障害 防止対策に係る調査審議の 実施(注3)	月45時間以内 への削減 (注4)	月80時間以内 への削減	面接指導等が 実施できる 仕組みの整備等 (注5)	ストレスチェック 制度を含む メンタルヘルス 対策に関する 調査審議の実施
3,443	285	343	2,109	1,328	155	93

- (注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。なお、「月45時間以内への削減」と「月80時間以内への削減」は重複していない。
- (注2) 1か月80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。
- (注3) 「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」又は「労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、②常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。
- (注4) 時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めることを指導した事業場数を計上している。
- (注5) 医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

## (2) 労働時間の適正な把握に関する指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、1,553事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（以下「労働時間適正把握ガイドライン」という。）に適合するよう指導した。

表5 労働時間の適正な把握に関する指導状況

指導事業場数	指導事項（注1）					
	始業・終業時刻の確認・記録（4(1)）（注2）	自己申告制による場合			管理者の責務（4(6)）（注2）	労使協議組織の活用（4(7)）（注2）
		自己申告制の説明（4(3)ア・イ）（注2）	実態調査の実施（4(3)ウ・エ）（注2）	適正な申告の阻害要因の排除（4(3)オ）（注2）		
1,553	1,097	45	450	31	14	1

(注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。

(注2) 各項目のカッコ内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握ガイドラインのどの項目に基づくものであるかを示している。

## 3 監督指導により把握した実態

### (1) 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった3,602事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、913事業場で1か月80時間を、うち537事業場で1か月100時間を、うち110事業場で1か月150時間を、うち23事業場で1か月200時間を超えていた。

表6 時間外・休日労働時間が最長の者の実績（労働時間違反事業場に限り）

監督指導実施事業場数	労働時間違反事業場数	労働時間				
		80時間以下	80時間超	100時間超	150時間超	200時間超
8,904	3,602	2,689	913	537	110	23

### (2) 労働時間の管理方法

監督指導を実施した事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、810事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、3,744事業場でタイムカードを基礎に確認し、1,486事業場でICカード、IDカードを基礎に確認し、2,566事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を記録していた。

表7 監督指導実施事業場における労働時間の管理方法

原則的な方法（注1）				自己申告制（注2）（注3）
使用者が自ら現認（注2）	タイムカードを基礎（注2）	ICカード、IDカードを基礎（注2）	PCの使用時間の記録を基礎（注2）	
810	3,744	1,486	500	2,566

(注1) 労働時間適正把握ガイドラインに定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。

(注2) 監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合、複数に計上している。

(注3) 労働時間適正把握ガイドラインに基づき、自己申告制が導入されている事業場を含む。

# STOP! 熱中症

## 令和2年5月～9月

# クールワークキャンペーン

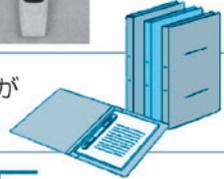
### — 熱中症予防対策の徹底を図る —

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業場でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう!

●実施期間：令和2年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。  
 確実に実施したかを確認し、□にチェックを入れましょう!

準備期間（4月1日～4月30日）	
<input type="checkbox"/> <b>暑さ指数（WBGT値）の把握の準備</b>	JIS規格「JIS B 7922」に適合した暑さ指数計を準備しましょう。 
<input type="checkbox"/> <b>作業計画の策定など</b>	暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう余裕を持った作業計画をたてましょう。 
<input type="checkbox"/> <b>設備対策・休憩場所の確保の検討</b>	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、暑さ指数を下げる方法を検討しましょう。また、作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保しましょう。 
<input type="checkbox"/> <b>服装などの検討</b>	通気性のいい作業着を準備しておきましょう。身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討しましょう。 
<input type="checkbox"/> <b>教育研修の実施</b>	熱中症の防止対策について、教育を行いましょう。 
<input type="checkbox"/> <b>労働衛生管理体制の確立</b>	衛生管理者などを中心に、事業場としての管理体制を整え、必要なら熱中症予防管理者の選任も行いましょう。 
<input type="checkbox"/> <b>緊急事態の措置の確認</b>	体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

## キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP 1

### ☐ 暑さ指数（WBGT値）の把握

JIS 規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。



暑さ指数計の例

STEP 2

### 準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

☐ 暑さ指数を下げるための設備の設置			<p>休憩！</p>
☐ 休憩場所の整備			
☐ 涼しい服装など			
☐ 作業時間の短縮	暑さ指数が高いときは、 <b>単独作業を控え、暑さ指数に応じて作業の中止、こまめに休憩をとる</b> などの工夫をしましょう。		
☐ 熱への順化	暑さに慣れるまでの間は十分に休憩を取り、 <b>1週間程度かけて徐々に身体を慣らし</b> ましょう。		
☐ 水分・塩分の摂取	のどが渇いていなくても <b>定期的に水分・塩分</b> を取りましょう。		
☐ 健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょ		
☐ <b>日常の健康管理など</b>	前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的な症状について説明し、早く気付くことができるようにしましょ		
☐ 労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょ		

STEP 3

### 熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょ

- ☐ 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- ☐ 各労働者が暑さに慣れているか
- ☐ 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- ☐ 各労働者の体調は問題ないか
- ☐ 作業の中止や中断をさせなくてよいか

#### ☐ 異常時の措置

～少しでも異常を感じたら～

- ・一旦作業を離れる
- ・病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- ・病院へ運ぶまでは一人きりにしない

## 重点取組期間（7月1日～7月31日）



- ☐ 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょ
- ☐ **特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょ**
- ☐ **水分、塩分を積極的に取りましょ**
- ☐ 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょ
- ☐ 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょ
- ☐ **少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに救急車を呼びましょ**



## 三田労働基準監督署管内における労働災害発生状況

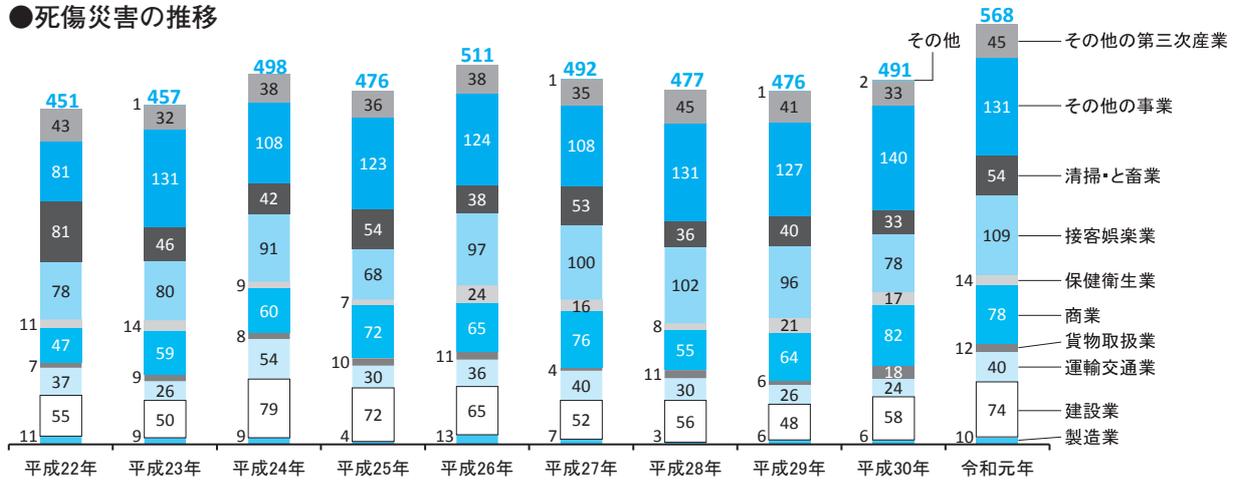
令和元年の休業4日以上死傷者数は、前年同期と比べて77人増加（製造業、建設業、運輸交通業、接客娯楽業、清掃・と畜業、その他の第三次産業で増加。）しています。また、死亡災害については、3件発生し、その内訳は運輸交通業で1件、建設業で2件です（下記参照）。

令和2年の同死傷者数は、85人（製造業2人、建設業13人、運輸交通業11人、貨物取扱業2人、商業11人、保健衛生業4人、接客娯楽業14人、清掃・と畜業12人、その他の事業13人、その他の第三次産業3人、その他0人）であり、前年同期と比べて16人減少しています。

### ●死亡災害の推移



### ●死傷災害の推移



### ●令和元年業種別事故の型別労働災害発生状況

事故の型	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・転倒	激突され	巻き込まれ	はさまれ・こすれ	切れ・こすれ	踏み抜き	物との接触	高温・低温の物との接触	有害物等との接触	感電	交通事故	無理な動作・動作の反動	その他	計
製造業	5	2	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	10
建設業	29	7	2	1	6	5	11	2	2	2	1	0	1	2	5	0	0	74
運輸交通業	8	5	1	0	0	1	3	1	0	0	1	0	0	9	9	2	0	40
貨物取扱業	2	0	6	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	12
農林業	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
商業	19	23	1	5	0	0	4	2	0	0	1	0	0	8	14	1	0	78
金融・広告業	4	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	4	1	0	18
映画・演劇業	5	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	9
通信業	3	3	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4	2	0	0	14
教育・研究業	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	4
保健衛生業	2	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	4	0	0	14
接客娯楽業	15	25	3	2	0	2	11	17	0	0	13	0	0	5	13	3	0	109
清掃・と畜業	18	21	3	2	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	6	1	0	54
官公署	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の事業	32	33	9	1	2	3	4	3	0	0	2	0	0	11	25	6	0	131

## ◆労働保険の年度更新について◆

### 1. 労働保険の年度更新の時期について

年度更新手続きは、新型コロナウイルス感染防止の観点から本年度に限り6月1日（月）から8月31日（月）までとなりました。

### 2. 年度更新申告書の正確な記入のために

- (1) コールセンターが開設されておりますので、ご不明な点の相談にご活用ください。

開設期間 令和2年7月14日（火）までの  
平日9時～17時

電話番号 0120-560-710

携帯電話からもご利用になれます（無料）。

- (2) 記入に当たっては、送付された冊子「令和2年度 労働保険 年度更新申告書の書き方」及び、厚生労働省年度更新ホームページを併せてご覧ください。

- (3) 労災保険率・雇用保険率に変更はありません。

- (4) 令和2年度概算保険料から、雇用保険料の高年齢者免除が廃止されました。

- (5) 次の間違いやすい事例について、上記の冊子等でご確認ください。

ア 雇用保険の加入要件を満たす短時間就労者の加入が漏れている

(加入要件) 1週間の所定労働時間が20時間以上で、かつ、31日以上  
の雇用見込みがある労働者

イ 労働者の賃金の一部が算定基礎額に算入されていない

(例) 通勤手当、賞与、昇給差額等

ウ 労働保険の対象とならない金額が算定基礎額に誤算入している

(例) 役員報酬、実費弁償の出張旅費等

エ 労働保険の対象とならない者の賃金等が算定基礎額に誤算入している

(例) 労働者性のない同居の親族

オ 出向労働者の算入方法

出向労働者は、出向元において雇用保険料算定基礎額に算入し、出向先においては労災保険料算定基礎額にのみ算入する

### 3. 申告書の提出及び労働保険料の納付について

申告書の提出及び労働保険料の納付は、なるべく最寄りの金融機関または電子申請・電子納付をご利用ください（金融機関で申告・納付される場合は、申告書と納付書を切り離さないでください）。

※労働保険の電子申請・電子納付

労働保険適用徴収関係の手続きはインターネットにより、事業場や自宅のパソコンから行うことができます。

詳細はE-Gov (<http://www.e-gov.go.jp/>) へアクセスし、確認してください。

- (1) 労働保険番号の所掌が「1」の申告書（赤色と黒色）

この申告書は、労災保険料と雇用保険料を併せて申告・納付いただくものか、労災保険料のみを申告・納付いただくものです。

申告・納付を併せて行う場合には、保険料を添えて最寄りの金融機関へお持ちください。

申告・納付を別々に行う場合には、申告書は労基署又は労働局へ、納付は金融機関へお願いします。

- (2) 労働保険番号の所掌が「3」の申告書（赤色と藤色）

この申告書は、雇用保険料を申告・納付いただくものです。

申告・納付を併せて行う場合には、保険料を添えて最寄りの金融機関へお持ちください。

申告・納付を別々に行う場合には、申告書は労働局へ、納付は金融機関へお願いします。

### 4. 相談コーナーについて

申告書受理・相談コーナーを下記により設置しますので、ご利用ください。

日時：6月18日（木）～7月10日（金）

（土・日は除く）

午前9時30分～午後4時30分

会場：三田労働基準監督署1階会議室

港区芝5-35-2 安全衛生総合会館

〈お問合せ先〉

三田労働基準監督署 労災課 TEL03-3452-5472

## 最近の雇用失業情勢

### ○令和2年4月の雇用失業情勢のポイント（全国）

☆完全失業率（季節調整値）2.6%であり、前月に比べ0.1ポイントの上昇。※約27年ぶりの低い水準で推移。

☆完全失業者数（季節調整値）は、前月より6万人増加し、178万人。（原数値は189万人で、前年同月差13万人増加）

☆就業者数（季節調整値）は、前月より107万人減少し、6,625万人。

☆雇用者数（季節調整値）は、前月より105万人減少し、5,949万人。

☆主な産業別就業者を前年同月と比べると、「宿泊、飲食サービス業」「卸売業、小売業」「製造業」などが減少している。

☆令和2年4月の有効求人倍率（季節調整値）は1.32倍であり、前月より0.07ポイント低下。

☆令和2年4月の新規求人倍率（季節調整値）は1.85倍であり、前月より0.41ポイント低下。

内閣府の月例経済報告（令和2年5月）「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、急速な悪化が続いており、極めて厳しい状況にある。先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくが、当面、極めて厳しい状況が続くと見込まれる。金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」（※景気の総括判断は下方修正。）

「雇用情勢の先行きについては、雇用調整の動き如何は弱さが一層増す恐れもあり、感染症の影響に十分注意する必要がある。」（※雇用情勢判断は下方修正。）

項目	新規求人倍率			有効求人倍率			就職者数	求人充足数
	全国	東京	品川	全国	東京	品川		
29年度	2.29	3.34	15.27	1.54	2.09	8.36	10,441	14,015
30年度	2.42	3.43	14.20	1.62	2.13	7.87	9,760	12,973
31年度	2.35	3.40	14.35	1.55	2.05	8.26	8,400	11,440
2年4月	1.85	2.52	6.44	1.32	1.73	6.37	4,793	6,739

（注意）1. 月別の求人倍率は全国、東京が季節調整値、品川所が原数値、各年度の求人倍率は原数値です。

2. 就職者数、求人充足数は都内ハローワーク全体の原数値、各年度は平均値です。

3. 就職者数、求人充足数及び求人倍率は、学卒を除き、パートタイムを含んだ数値です。

4. 季節調整値はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）により毎年1月分の公表に併せて「季節調整値替え」が行われます。

### ○都内ハローワーク窓口の求人・求職状況（令和2年4月、数字はすべて原数値）

都内の求人・求職の動きを見ると、有効求人数は276,104人（前年同月比22.7%減）で、23か月連続で前年同月を下回った。また、新規求人数は68,961人（前年同月比42.6%減）で、4か月連続で前年同月を下回った。

一方、有効求職者数は168,970人（前年同月比5.4%減）で、2か月連続で前年同月を下回った。また、新規求職者数は36,818人（前年同月比20.1%減）で、3か月連続で前年同月を下回った。

就職件数は4,793件で、前年同月より52.3%減となった。一般、パート別の状況をみると、一般は2,720件（前年同月比49.3%減）、パートは2,073件（前年同月比55.6%減）であった。

東京都産業労働局「東京の企業倒産状況」（株東京商工リサーチ調べ）によれば、都内の倒産件数は108件（前年同月比11.5%減）であり、業種別件数では、サービス業（21件）、卸売業（19件）、宿泊業、飲食サービス業（18件）の順となった。

☆ハローワーク品川では、労働市場情報・求人・求職・賃金情報等の情報提供をしております。

ハローワーク品川 産業雇用情報官（Tel.03-5419-8609 部門コード37#）

# はじめての雇用調整助成金

## どうしたらもらえるの？

- ① 売上げが下がり、従業員を休業させる必要があった
- ② 従業員を計画的に休業させた
- ③ 休業させた従業員に休業手当を支払った

※ 他にも支給要件があります

休業とは・・・

働く意思と能力があるのに、働くことができない状態

※ 休暇や休日は対象になりません。

## Step 1 : 休業の計画を立てましょう

- ✓ 休業はいつからいつまで？何日間？
- ✓ 休業時間は1日中？一部の時間帯？
- ✓ 休業させる従業員は何人？全員？
- ✓ 休業手当の額は平均賃金の**何%**？

※労働基準法で60%以上と決められています

## Step 2 : 休業協定書にまとめ、従業員の代表と合意しましょう

- ✓ Step 1 で立てた計画を **書面** (様式は任意) にまとめます

※ガイドブック (簡易版) に記載例があります

- ✓ 労働組合または労働者の代表と合意します

次頁へ

※ 特例期間中は計画届の提出は不要です

## Step 3 : 計画どおりに休業させ、休業手当を支払います

- ✓ Step 1 で立てた計画に沿って休業します
  - ✓ 休業日数や時間を従業員ごとに **タイムカードや出勤簿** に記載します
  - ✓ 休業手当の額を従業員ごとに **給与明細や賃金台帳** に記載します
- ※支給申請時に提出しますので忘れずに記載しましょう

## Step 4 : 助成金の支給申請書を作成します

### 申請様式と作成マニュアルを準備

- ✓ 従業員ごとに休業日数、休業手当額等を記入します
- ✓ 休業手当総額×助成率で助成額を計算します
- ✓ 事業所名、口座番号などを記入します

添付資料を準備します

## Step 5 : 労働局・ハローワークに申請します

- ✓ 窓口・郵送・オンラインのいずれかを選べます

労働局・ハローワークの審査があります

**指定した口座に、助成金が振り込まれます**

詳しくはガイドブック（簡易版）をご覧ください。  
申請様式や作成マニュアルもここからダウンロードできます。

厚生労働省 雇用調整助成金

検索



**みなとみた** 令和2年6月号 令和2年6月15日発行(年6回発行) 第24巻第4号通巻第140号

[編集発行] 一般社団法人 三田労働基準協会

[編集協力] 労働調査会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル

〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5 調査会ビル

TEL 03-3451-0901 FAX 03-3451-7692

TEL 03-3915-6401 FAX 03-3918-0710

URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>